

工 事 仕 様 書

1 工事件名

大森公共職業安定所外1施設 空調改修工事

2 工事場所

大森公共職業安定所（大田区大森北4-16-7）

上野公共職業安定所（台東区東上野4-1-2）

3 作業概要

- ① 大森公共職業安定所3階事務室、所長室、休憩室に設置されている空調計3台、上野公共職業安定所の2階系統の空調一式を撤去すること。

※正確な位置等は現地調査をして確認をすること。

- ② 下記「参考機器」を参照し、撤去箇所に新設すること。

【参考機器】ダイキン製

大森公共職業安定所3F

・ 室外機：RQYP335FC	1台
・ 室外機用防振架台：K-KSV335GHB	1台
・ 所長室用室内機：FXYP112EB	1台
・ 上記ダクト接続部材	1式
・ 事務室室内機：FXYCJ112EB	1台
・ 上記天カセパネル：BYBCP160CEF	1個
・ 休憩室室内機：FXYP22EB	2台
・ 上記天カセパネル：BYKP36MAF	2個
・ 上記ワイドパネル：KDBP522E36F	2組
・ 運転リモコン：BRC1G4	4個

上野公共職業安定所2F

・ 室外機：RQYP850FC	1セット
・ 上記防振架台：K-KSV450GHB	2個
・ 室内機：FXYCP45EB	2台
・ 標準パネル：BYBCP50CF	2台
・ ワイドパネル：KDB53C160F	4個
・ 室内機：FXYCP80EB	2台
・ 室内機：FXYCP56EB	2台
・ 標準パネル：BYBCP80CF	4個
・ 室内機：FXYCP36EB	1台

・標準パネル：BYKP36MAF	1個
・ワイドパネル：KDBP522E36F	1個
・室内機：FXYS90EB	6台
・吸い込み口ハーフパネル：BYBSJ80LAF	6個
・吸い込みパネル用キャンパス：KSA25L80	6個
・下吸い込み用フィルター：KDDFP25A80	6個
・ロングライフフィルター：KAF251B80	6個
・ON/OFFコントローラー：DCS301B1	1個

- ③ 新設する部品等は原則新品を購入するとし、中古品は不可とする。
- ④ 改修工事にあたって必要に応じて天井の補強も行うこと。
- ⑤ 上記作業完了後、新規に規定量の冷媒を投入すること。
- ⑥ 上記作業に必要な軽微な部材についても、受注者にて用意すること。
- ⑦ 撤去した廃棄物等については、関係法令に従い廃棄すること。
- ⑧ 完了後は試験調整等実施の上、空調機が正常に運転可能なことについて、現地担当者の確認を得ること。

4 担当職員

【現地職員】

大森公共職業安定所 庶務課 倉持 TEL：03-3761-0044

上野公共職業安定所 庶務課 吉田 TEL：03-5828-8609

【監督職員】

東京労働局総務部 会計課 施設係 横幕 TEL：03-3512-1606

5 履行期間

契約締結日 から 令和5年3月24日（金）まで

【工事仕様】

1 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事共通仕様書」並びに「建築工事共通仕様書」（共に最新版）による。使用する部材、工法、廃棄物処理方法等についてはグリーン購入法に適合するように努めること。

2 法令等の取扱

本工事を施工するにあたり法令等に制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。

3 シックハウス対策

本工事に使用する材料は、規制対象外材料（F☆☆☆☆）のみを使用できるものとする。

4 軽微な変更

軽微な変更を行う場合は、係員の指示による。この場合請負金額の増減は行わない。

5 施工日程

施工日程については、事前に現地係員と十分協議すること。

6 光熱費

工事中の電力・水道・ガス等は支給する。

7 近隣対策

近隣に対しては、工事中迷惑をかけないように十分考慮して施工する。万一実害、クレーム等があった場合は、請負者の負担において速やかに解決させること。

8 補償

竣工後2年間に、工事上の不備、不手際を生じた場合は、無償で速やかに解決させること。

9 現場復旧

工事のため破損或いは損傷した部分は、係員と打合せの上、指定の仕様で復旧する。

10 現場管理

施工者は、「労働基準法」「労働安全衛生法」「建築基準法」「消防法」「電気技術基準」その他関係法令の定めるところにより、適正に労務管理をし、労働者の安全及び衛生、その他風災害、火災、盗難、風紀、その他事故並びに公害防止に努めなければならない。

11 廃棄物処理

発生材は速やかに搬出すること。止むを得ず工事用地内に一時的に集積する場合は、安全の確保・粉塵の防止等の措置をとり、かつ整頓に努めて異種の発生材の混合を防ぐこと。

また関係法令に従って適法に処理し、必要に応じて産業廃棄物マニフェストを提出すること。このことは撤去工事による発生材の他、端材・梱包・工事従事者が現場で出すゴミ等についても同様とする。

12 現場養生等

工事範囲及び搬入、搬出経路について適切に養生・清掃を行うこと。

13 工事完了報告

工事完了後は、以下の書類を提出すること。

- (1) 工事完了報告書。なお、様式は当局指定の様式とする。
- (2) 作業報告書。なお、様式は請負者の任意様式とする。
- (3) 工事着手前・工事中・完成後の写真。なお、工事写真のみで本工事の全容を把握できることを念頭に撮影を行うこと。また、デジタルカメラによる撮影及びカラーレーザープリンターによる出力を可とする。

14 検査

請負者は工事完了時に検査職員の竣工検査を受け、検査に受からなかった箇所については速やかに指示に従い補修すること。

以 上